

## 八尾市商業共同施設設置補助金交付要綱

昭和59年	5月	1日	施行
平成10年	11月	6日	一部改正
平成14年	7月	1日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正
平成16年	9月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成22年	10月20日		一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正

(趣 旨)

第1条 この要綱は、第4条に規定する補助対象団体が設置する商業共同施設に対する補助金を効果的、効率的に運用し、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、補助金の交付基準、手続き等を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、適正な補助金の交付及び執行を図るため、策定する。

(補助金の名称)

第2条 補助金の名称は、八尾市商業共同施設設置補助金（以下「設置補助金」という。）と称する。

(補助目的)

第3条 設置補助金は、市内の商業団体（以下「団体」という。）がその発展向上を図るため商業共同施設を設置する場合、その設置に要する経費の一部を助成することによって市内の商業の振興を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、次に掲げるものであり、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないものとする。

(1) 事業協同組合

(2) 商店街振興組合

(3) その他前2号に準ずるもので、市長が適当と認める団体。

ただし、小売市場にあつては、小売商業調整特別措置法（昭和34年法律155号）による小売市場の許可を受けたものに限る。

(補助対象施設)

第5条 補助の対象となる施設は、別表第1に掲げる施設で前条に定める補助対象団体が設置する

ものとする。

- 2 団体が前項の補助対象施設に対し補助を受けた場合は、同施設に対しての補助は原則複数年度連続して行わない。

(補助額)

第6条 補助額は、毎年度の予算の範囲内において補助対象施設の設置に要する経費のうち、市長が適当と認める経費に対し、別表第2に掲げる補助率を乗じた額とする。

- 2 前項の補助額に万円未満の端数が生じたときは端数を切捨て、補助額の上限は500万円とする。

(事業計画書の提出)

第7条 事業完了年度において補助金の交付を申請しようとする団体は、原則としてその前年度の10月末日までに八尾市商業共同施設設置補助にかかる事業計画書(様式第1号)に次の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 設計図
2. 見積書(3社以上)
3. 設置場所の地図

(事業計画の変更・中止)

第8条 前条に基づき提出した八尾市商業共同施設設置補助にかかる事業計画書の内容の変更又は中止を行う場合は、次の必要書類を添えて八尾市商業共同施設設置補助にかかる事業計画書変更・中止届(様式第2号)を提出しなければならない。

1. 設計図
2. 見積書(3社以上)
3. 設置場所の地図

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体(以下、「補助事業者」という。)は規則第5条第1項に基づき事業実施30日前までに、八尾市商業共同施設設置補助金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に別表第3に掲げる書類、申告書及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、規則第6条第1項に掲げる事項を審査し、適当と認めるものに対し補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の補助金交付の決定は、規則第7条の条件を付し、八尾市商業共同施設設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第 11 条 補助事業者は前条第 2 項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容の変更又は中止を行う場合は、八尾市商業共同施設設置補助金変更交付申請書(様式第 5 号)に変更等が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に基づく申請があった場合、当該申請内容が適正であると認めたときは、これを承認し、八尾市商業共同施設設置補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により、補助事業者に通知する。

(補助事業者の義務)

第 12 条 補助事業者は、設置補助金の目的並びに交付決定の内容その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(実績報告書の提出)

第 13 条 補助事業者は、規則第 15 条の規定に基づき補助事業完了後 30 日以内に八尾市商業共同施設設置補助事業実績報告書(様式第 7 号)に次の添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 決算書
2. 通帳(写し)
3. 領収書(写し)又は対象経費を納入したことが確認できる書類
4. 工事前、工事施行中、工事後の写真
5. その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八尾市商業共同施設設置補助金確定通知書(様式第 8 号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、第 13 条による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が設置補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずる。

(請 求)

第 16 条 補助事業者は、第 14 条の規定により補助金の確定通知を受けた後、速やかに八尾市商業共同施設設置補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(交 付)

第 17 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に設置補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、規則第 14 条第 3 項及び第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、設置補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、八尾市商業共同施設設置補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第 10 号）により通知する。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、前条の規定により交付決定及び確定を取消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、八尾市商業共同施設設置補助金返納・返還命令通知書（様式第 11 号）により返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 20 条 補助事業者は、前条の規定により運営費補助金の返還を命ぜられたときは、規則第 22 条第 1 項から第 4 項及び第 6 項の規定に基づき加算金及び延滞金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第 21 条 補助事業者は、設置補助事業の収支を明らかにした関係書類を補助事業が完了した翌年度以降 5 年間保存しなければならない。

(要綱の見直し)

第 22 条 設置補助金の交付に関して、社会状況の変化、補助金の目的達成・効果を常に勘案し、補助金の額、補助率及び交付の終期等について概ね 3 年ごとに見直しを行う。

(細 則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、魅力創造部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

2 八尾市商業共同施設設置補助金交付要綱（昭和 40 年 4 月 1 日制定）及び八尾市商業共同施設設置補助金交付要綱取扱い内規（昭和 54 年 12 月 15 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年11月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から実施する。

なお、別表第1、別表第2及び別表第3中の「防犯設備」については大阪府との連携事業のため、「大阪府商店街等防犯対応設備設置支援事業」が終了した時点で削除する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

なお、別表第1、別表第2及び別表3中の「コミュニティ関連施設整備」並びに「ファサード整備」については、大阪府との連携事業のため「ふれあいストリート創出事業」が終了した時点で削除する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1から別表第3までの規程は、平成23年度の予算に係る補助金から適用し、平成22年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。